

津市重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

平成25年4月1日訓第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、意思の疎通が困難な重度の筋萎縮性側索硬化症の患者（声以外の伝達手段と発話を併用している者又は実用的発話を喪失している者をいう。以下「重度ALS患者」という。）が医療機関に入院する場合に、本人とのコミュニケーションに熟知している支援者を派遣し、医療機関の従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が行えるように支援する事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に居住し、かつ、住所を有する者で、看護に当たり特別なコミュニケーション技術が必要な重度ALS患者であるもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けている者
- (3) 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）を利用している者
- (4) 単身世帯又はこれに準ずる世帯の者

(支援の内容等)

第3条 事業は、重度ALS患者が入院した場合において、コミュニケーションを支援する事業者（以下「コミュニケーション支援事業者」という。）が、対象者とのコミュニケーションに熟知している者（以下「コミュニケーション支援事業従事者」という。）を派遣することにより行うものとする。

2 事業に係る支援の内容は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援とし、診療報酬の対象となる支援は対象としない。

3 事業に係る支援の期間は、1回の入院につき、入院の日から起算して30日以内とし、1日当たりの支援時間は4時間以内とする。

(利用の回数)

第4条 事業の利用は、一の年度につき、原則2回を限度とする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(利用の手続)

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定通知書により指定されたコミュニケーション支援事業者と利用契約を締結しなければならない。

2 利用者及びコミュニケーション支援事業者は、利用者が入院する医療機関に対し、別に定める重度のALS患者の入院に係る支援に関する確認書（以下「確認書」という。）を提出しなければならない。

(利用決定の変更)

第8条 利用者は、利用申請の内容を変更しようとするときは、重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業利用変更申請書（第3号様式）に決定通知書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用者及びコミュニケーション支援事業者は、利用者が入院する医療機関に対し、変更の項目に応じ確認書を提出しなければならない。

(利用決定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 利用期間内に本市の区域外へ転出したとき。
- (3) 不適切な利用をしていると認めるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業利用決定取消通知書（第4号様式）により、利用者に通知しなければならない。

(コミュニケーション支援事業者の要件)

第10条 コミュニケーション支援事業者は、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者福祉サービス事業者であって、利用者の在宅での生活時において利用者に対して訪問介護又は重度訪問介護のサービスの提供を行っていたものでなければならない。

(コミュニケーション支援事業従事者の要件)

第11条 コミュニケーション支援事業従事者は、利用者の在宅での生活時において居宅介護又は重度訪問介護のサービスの提供を行っていた者でなければならない。

2 コミュニケーション支援事業従事者が、事業のサービスを提供する際は、身分を証する書類を携行し、利用者又は医療機関の従事者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。

2 市長は、事業に係る費用（以下「コミュニケーション支援事業費」という。）の支給に関して必要があると認めるときは、コミュニケーション支援事業者若しくはコミュニケーション支援事業従事者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。

3 コミュニケーション支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期的又は随時に行う調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく調査等を行うときは、本市の職員は身分証明書を携行し、関係人から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(コミュニケーション支援事業費)

第13条 コミュニケーション支援事業費の額は、利用時間1時間当たり1,500円とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは750円とし、30分未満のときは0円とする。

(費用負担)

第14条 利用者は、コミュニケーション支援事業費の1割を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が市町村民税非課税世帯に属するときは、コミュニケーション支援事業費を負担しないものとする。

(利用者負担額の支払)

第15条 利用者は、事業による支援を受けたときは、コミュニケーション支援事業者に対し、前条の規定により負担すべき額を支払うものとする。

(領収書の交付)

第16条 コミュニケーション支援事業者は、前条の規定により利用者からその負担額の支払を受けたときは、当該利用者に対し領収書を交付しなければならない。

(コミュニケーション支援事業費の請求及び支払)

第17条 コミュニケーション支援事業者は、第13条の規定により計算したコミュニケーション支援事業費の額から第15条の規定により利用者から支払を受けた額を控除した額の支払を受けようとするときは、本市指定の請求書及び重度ALS患者の入院時コミュニケーション支援事業費実績処理票(第5号様式)を支援の提供が終了した日以後速やかに市長に提出しなければならない。

(不正利得)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援事業費の支給を受けた者がいるときは、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成25年4月1日から施行する。